『出発前返金規定』

・申込日より留学プログラム開始日の 15 日前までにキャンセルされた場合のキャンセル料 USD150
・留学プログラム開始日の 14 日前から前日までにキャンセルされた場合のキャンセル料 USD300
※代理店から弊社へのお支払期限は全額一括にて出発日の 21 日前を目安とする（間際の申込を除く）。
上記キャンセル料の日本円換算レートは登録日の UFJ 銀行 TTS レートに基づき、返金の際の振込手数料を差し引いてご返金。

『出発後（＝出発当日含む）返金規定（＝各学校の返金規定）』

1）留学期間が 4 週以下の場合は払い戻しが適用されません。
2）留学開始後、留学期間の 50%が経過した場合は払い戻しが適用されません。
3）留学開始後、留学期間の 50%が経過する前の払い戻しは残余期間の 50%を払い戻します。
※払い戻しは 1 週単位で計算され、週の途中で払い戻し申請をした場合、翌週より払い戻しの対象となります。
4）本人の病気、あるいは直系の親族の病気等の留学継続が不可能な事態が発生した場合、残余期間に関わらず、学費の 50%を返金いたします。（要証明書提出）
5）学校規定違反によって退学になった場合は、払い戻しの対象となりません。
6）いかなる場合でも他人に留学期間を譲渡することはできません。
7）天災地変、戦乱、運送・学校等の事故、運送機関の遅延、スケジュール変更、その他不可抗力の事由により生じた損害に対しては学校は責任を負いません。
8）学校の休日はフィリピン国内法で指定した休日に従って、フィリピンの祝日及び休日には通常授業は開講されず、これに対する返済はありません。但し、1 ヶ月の授業数が 18 日を下回る場合は休日に補習を行います。
9）留学開始後の払い戻しの要求は生徒が必ず学校所定の書類に記入し、書面で解約を申し込まなければなりません。払い戻しの申し込み受付及び確認後、返金が生じる場合、学校→日本代表事務所→申込代理店へ返金となりますので、ご本人へのご返金は申込代理店を介することとなります。

以上